

## 推進項目 7 外郭団体の改革

### 1 外郭団体の在り方の見直し

具体的取組	97 統廃合等の推進及び公益法人制度改革への対応	担当局区等	関係局
取組内容	<p>統廃合等の推進</p> <p>現状では設立目的が達成し難い状況にある団体，1 団体では経営健全化の取組の効果が十分に見込めない団体等については，次の「統廃合等の検討の視点」に立ち，統廃合等の推進を図る。</p> <p>【統廃合等の検討の視点】</p> <p>(1) 廃止の検討の視点</p> <p>団体の設立目的を達成した，又は達成することが確実となった団体や存在意義が薄れている団体 業務の大半を民間に移管することが可能で，残存業務では存続困難な団体 赤字基調が続き，今後も回復が見込めない団体</p> <p>(2) 統合の検討の視点</p> <p>団体の設立目的が類似している団体 事業領域が関連している団体 統合により新たな事業展開が図れる団体 統合により施設運營業務の効率化や事務局体制の効率化などが図れる団体</p> <p>統廃合等検討対象団体（予定年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都高速鉄道（株）の解散（20 年度）</li> <li>・ （財）京都市土地区画整理協会と（財）京都市駐車場公社の統合（21 年度）</li> <li>・ 京都市住宅供給公社と（財）洛西ニュータウン管理公社の統合（21 年度）</li> <li>・ （財）京都市中小企業支援センターと（財）京都高度技術研究所の統合（21 年度）</li> <li>・ 以上に掲げた検討対象団体以外の団体についても，必要に応じて積極的に統廃合等に取り組むこととする。</li> </ul> <p>また，公の施設の指定管理を主たる業務とする団体は，指定管理業務なくしては存続が非常に難しいため，指定管理者に選定されなかった場合は，廃止又は他団体との統合を進める。</p> <p>公益法人制度改革への対応</p> <p>現行財団法人(28 団体)について，公益法人制度改革関連法の施行（20 年 12 月）に伴い，5 年以内に公益財団法人又は一般財団法人に移行する必要があるため，団体の実施事業，組織体制，財務状況等を点検し，目的に合った取組を進める。</p>		
指 標	外郭団体総数	現況値	38 団体
			目標値 (23 年度) 32～33 団体 (5～6 団体の削減)

## 2 経営の抜本的な改善

具体的取組	98 経営健全化に向けた指導調整			担当局区等	関係局
取組内容	<p>「外郭団体経営評価システム」を引き続き実施し、経営の健全度や課題を把握したうえで、団体の課題に応じた必要な指導、助言を行い、自主的な経営改善を促進する。特に、累積欠損を抱える団体については、経営改善に積極的に取り組むこととする。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営評価の継続実施</li> <li>・ 給与に関する情報の公表</li> <li>・ 職員採用における透明性の確保</li> </ul> <p>19年度決算時点で累積欠損を抱えている団体            (財)京都市埋蔵文化財研究所、(財)京都市中小企業支援センター、            (財)京都高度技術研究所、京都御池地下街(株)、京都醍醐センター(株)、            京都シティ開発(株)、京都高速鉄道(株)</p> <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行を踏まえ、本市が損失補償契約を行っている京都御池地下街(株)の経営について抜本的な改善を図るために、経営健全化のための方針を21年度中に策定する。</p>				
指 標	累積欠損を抱える外郭団体数	現況値 (19年度)	7団体	目標値 (23年度)	3団体

### 3 財政的関与及び人的関与の見直し

具体的取組	99 補助金・貸付金の見直し	担当局区等	関係局		
取組内容	<p>外郭団体の自主性、自立性を一層高めるとともに、極めて厳しい本市の財政状況のもと、本市の外郭団体に対する財政負担を軽減するため、団体に関する財政的関与の更なる見直しを進める。</p> <p>【補助金の見直し】          団体に対する事業補助金（特定の事業に係る補助金）、運営補助金（団体の運営全般にかかる補助金）について、その目的が本市の政策の実現に寄与するものであるか、さらには市民の理解が得られるものであるか、団体の財政規模、経営状況等に対して適切であるかなどを常に検証し見直す。</p> <p>【貸付金の見直し】          貸付金については、事業の性格や資金収支の見通しを考慮し、必要最小限となるように見直す。また、長期的な借入金がある団体については、計画的な運営を行うように指導する。</p>				
指 標	外郭団体に対する補助金の削減額	現況値	21.7 億円	目標値 (23 年度)	20 年度予算額の 10% (2 億円) 程度削減

具体的取組	100 委託の在り方を見直し	担当局区等	関係局		
取組内容	<p>外郭団体へ業務を委託することの優位性、効率性を検証し、民間団体との競争性を確保するために、従来、本市が外郭団体に委託していた業務については、原則として複数の事業者から委託先を選定することとする。さらに、契約の透明性を確保するために、随意契約については、契約内容を公表する。</p> <p>また、外郭団体へ委託した業務を、団体が外部へ再委託している場合には、団体への業務委託自体の適否を再検証し、適正化を図る。</p>				
指 標	随意契約による委託契約内容の公表	現 況		目 標 (各年度)	実施

具体的取組	101 派遣職員数の更なる適正化	担当局区等	関係局		
取組内容	<p>外郭団体の更なる自主性、自立性の向上を図るとともに、極めて厳しい本市の財政状況のもと、本市の外郭団体に対する財政負担を軽減するために、団体の経営状況、事業の性格や進ちょく状況等を考慮して、本市常勤派遣職員（嘱託職員を除く。）について、必要最小限の人数となるように見直しを行う。</p>				
指 標	本市常勤派遣職員数の適正化	現況値	2 6 4 人	目標値 (23 年度)	20 年度の 20% (52 人) 程度削減

#### 4 組織の活性化

具体的取組	102 団体間の人事交流の仕組みづくり	担当局区等	関係局
取組内容	<p>外郭団体職員の資質の向上，組織の活性化等を図るため，団体間で人事交流を行う仕組みをつくる。</p> <p>〔スケジュール〕</p> <p>21年度 仕組みの構築</p> <p>22年度～ 人事交流の実施</p>		
指 標	団体間の人事交流	現 況	目 標 (22年度) 実施

具体的取組	103 各団体における法令遵守の徹底	担当局区等	関係局
取組内容	<p>公共性，公益性の高い業務を担う外郭団体の職員について，法令遵守の徹底を図るため，経営評価システムにおいて法令遵守の点検を行う。</p>		
指 標	経営評価システムにおける法令遵守の点検	現 況	目 標 (各年度) 実施